

おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年8月号

ようやく梅雨が明け、夏らしい気候になりましたね。昨年と比べて1ヶ月ほど遅い梅雨明けからいきなりの猛暑日で体調を崩されていませんか。昨年、青梅市で40℃超えを記録したとき、私はその時間に青梅年金事務所にて、その暑さを体感しており、なんとか近日の猛暑日に耐えられております。

今年の4月から施行されている有給休暇の付与義務の対応として、今月に計画的付与を実施されていることが多いのではないのでしょうか。そうなると、稼働日がより少なくなり、効率的な働き方が重要ですね。

HP等でもお伝えしておりますが、弊事務所の夏期休暇は8月10日(土)から8月15日(木)です。緊急の際は下記移動オフィスへご連絡ください。個人事務所の長所をいかします。

8月のトピックス

- ・ 2019年の最低賃金について
- ・ 「高プロ」の導入状況について
- ・ マイナンバーカードについて

2019年の最低賃金について

中央最低賃金審議会の小委員会は、2019年の最低賃金の引上げ額について、全国の加重平均を27円引き上げ、901円とする「目安」を決めました。最も高い東京都は1,013円で、次に高い神奈川県は1,011円と初の1,000円超となります。一方で、青森県などの17県は引き上げ後も700円台と、地域格差はさらに拡大します。

「高プロ」の導入状況について

高度プロフェッショナル制度（働いた時間ではなく成果で仕事を評価する脱時間給制度）の対象者（年収1,075万円以上で高度の専門知識を持つ人材）が、制度開始から3ヶ月の6月末時点で321人に留まっていることが、厚生労働省の調べでわかりました。約9割が経営助言などのコンサルタントで、導入企業は4社でした。

マイナンバーカードについて

政府は、2022年度以降、ハローワークカードやジョブ・カード、教員免許状を、マイナンバーカードと一本化することを明らかにしました。また、お薬手帳は2021年中にも統合し、マイナンバーカードの普及につなげます。8月に一体化を盛り込んだ詳細な工程表をまとめる方針です。

